



平成24年(行ウ)第33号・第63号事件

原告 長瀬 猛

被告 神戸市、神戸市長

平成24年9月28日

証拠説明書 2

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 竹 本 昌 弘

弁護士 頼 富 隆 光



記

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙4	寄付行為の謄本	原本	H24.9.19	学校法人兵庫朝鮮学園	学校法人兵庫朝鮮学園の寄付行為の内容	
乙5の1	西神戸朝鮮初級学校学則	写し		上に同じ	学校法人兵庫朝鮮学園の運営する学校の学則の内容	
乙5の2	神戸朝鮮初中級学校学則	写し		上に同じ	上に同じ	
乙5の3	神戸朝鮮高級学校学則	写し		上に同じ	上に同じ	
乙5の4	別表	写し		上に同じ	学則第7条の別表であり、教育課程及び毎週の授業時間数を	

					定めている。	
--	--	--	--	--	--------	--